

様式第一（第三条関係）

第 号	
指 定 通 知 書	
年 月 日	
殿	
総務大臣 (公印省略)	
<p>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第50条第1項の主務省令で定める基準に該当する者であることから、同項の規定により特定社会基盤事業者として指定したので、同条第2項の規定により、下記のとおり通知する。</p>	
記	
名 称	
住 所	
特定社会基盤事業 の 種 類	
指定をした年月日	